

## 正規労働者が当たり前、安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる社会を 求める意見書

政府が財界と一体となって進める雇用流動化政策により、非正規雇用労働者が増大し、特に青年、女性や高齢者の中で、低賃金による複数就労、不安定な雇用や差別的な処遇が横行し、コロナ禍においてさらに顕著に日本社会に深刻な影響を及ぼしている。

現在の労働現場では、正規労働者でも長時間残業・過密労働、夜勤交代制労働、セクハラ・パワハラなどにより、心身の健康を損なう人が後を断たない。2019年度の過労死を含む脳・心臓疾患に関する労災請求件数は年間936件（昨年度877件6.7%増）にも上り、過労自死を含む精神障害に関する労災請求件数は年間2,060件（昨年度1,820件13.1%増）と急増しており、対策は急務である。

政府は、“全世代型社会保障への改革”“多様な働き方”を旗印に、さらなる労働法制の流動化を推し進めようとしている。2019年12月に成立した公立学校における「1年単位の変形労働時間制」は学校職場の長時間労働を解消しない。会計年度任用職員についても、均等待遇にはほど遠い解決になっている。また、ハラスメントは人権侵害であるにもかかわらず、「指針」の防止措置義務では実効性に乏しく、抜け道が用意されているなど、不十分だと言わざるを得ない。

本来、国の成長戦略は、労働者の安定した雇用の下、1日8時間労働と家庭生活とのワークライフバランスがあってこそ、成し遂げられるものである。すべての労働者は、長時間労働やハラスメント、不合理な格差・雇止めへの不安にさいなまれることなく、気持ちよく働ける職場を望んでいる。また、男女がともに安心して働き、子を産み育てられる社会を求めている。

よって、扶桑町議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

### 記

1. 人間らしく8時間働いて暮らせる雇用・労働環境を整備すること。
  2. 過労死の温床となる高度プロフェッショナル制度は廃止すること。裁量労働制の対象業務の拡大は行わず、導入と運用の要件を厳格化すること。
  3. 時間外・休日労働は、週15時間、月45時間、年間360時間を超えないものとする。
  4. 勤務の終了と開始の間に11時間以上の間隔を置く「勤務間インターバル制度」を導入すること。
  5. 夜勤交代制労働は社会に必要不可欠な事業に限り認め、法定労働時間を日勤労働者より短くすること。
  6. 解雇の金銭解決制度など、解雇しやすい仕組み作りは行わず、整理解雇4要件を法制化するなど、解雇規制を強化すること。
  7. 公立学校教員への「1年単位の変形労働時間制」は、廃止すること。
  8. 70歳までの就業・就労延長に反対し、雇用と年金の接続、高齢者雇用における労働条件の改善を図ること。
  9. 「ハラスメント禁止法」の制定とILO条約の批准をおこなうこと。
  10. テレワークにおいては、長時間労働にならないように使用者が労働時間管理を必ず行うこと。また、就労に関する費用（パソコン・電気代等）は、使用者負担とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月27日

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿  
厚生労働大臣 田 村 憲 久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会